

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所
「特別養護老人ホーム あいケアステーション六美」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(栃木県指定第 0972301543 号)

当事業所は利用者に対して、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）サービスを提供します。
事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。
当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆ 目 次 ◆◇	
1 事業者	1
2 事業所の概要	1
3 職員の配置状況	2
4 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5 身体拘束・虐待について	6
6 情報の提供について	7
7 緊急時の対応	7
8 非常災害対策について	7
9 苦情の受付について	7
10 同意書について	8

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 健美会
- (2) 法人所在地 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁92-22
- (3) 電話番号 0282-82-9222
- (4) 代表者氏名 理事長 中川 博登
- (5) 設立年月日 平成30年9月1日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所
平成30年9月1日指定 栃木県第0972301543号
- (2) 事業所の所在地 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁92-22
※ 当事業所は特別養護老人ホームあいケアステーション六美に併設されています。
- (3) 電話番号 0282-82-9222
- (4) 管理者氏名 中川 久美子

(5) 当事業所の運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担を軽減いたします。

(6) 開設年月日 平成30年9月1日

(7) 営業日及び営業時間

営業日 年中無休

受付時間 8:30～17:30

(8) 利用定員 10人

(9) 通常の事業実施地域 壬生町（全域）

栃木市（大宮地区、国府地区、旧都賀町、旧西方町）

下野市（旧石橋町 国分寺地区）

鹿沼市（南押原地区）

宇都宮市（雀宮東部・西部地区、五代若松原地区、姿川南部地区）とする。

(10) 居室・設備の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。滞在される居室は全室個室ですが、10人の方々を1グループとしてグループごとに生活支援を行います。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	10室	1ユニット10室
共同生活室	1室	1ユニット1室
食堂	1室	1ユニット1室
医務室	1室	
浴室	2室	1ユニット1室ほか1室

※ 上記は、栃木県が定める基準により、指定短期入所生活介護等事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護等サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	指定基準	
1 施設長（管理者）	1名	1名	
2 生活相談員	1名以上	1名	
3 介護職員	3名以上	3名	※常勤換算
4 看護職員	1名以上	1名	※常勤換算
6 医師	1名	1名	※非常勤
7 栄養士	1名	1名	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名（8 時間× 5 名÷ 4 0 時間＝ 1 名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制	
1 施設長 (管理者)	【日勤】 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0	
2 生活相談員	【日勤】 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0	
3 介護職員	【早番】 6 ; 4 5 ～ 1 5 : 4 5	【遅番】 1 2 : 1 5 ～ 2 1 : 1 5
	【日勤】 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0	【夜勤】 2 1 : 0 0 ～ 7 : 0 0
4 看護職員	【日勤】 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0	
6 医師	毎週 月・火曜日 1 3 : 0 0 ～ 1 5 : 0 0	
7 栄養士	【日勤】 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0	

4 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合
- ② 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、滞在費・食費を除き7～9割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 入浴

- ・ サービスのご利用日数により異なりますが、週に2回程度入浴していただくことができます。
- ・ ただし、利用者の状態や応じて特別浴または清拭となる場合があります。

② 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 送迎サービス

- ・ 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます（料金表参照）。

④ その他自立への支援

- ・ 利用者の1日の生活の流れに沿って、心身の状況に応じた支援を適切に行います。
- ・ 心身の状況等に応じて、離床を促し、寝たきりを予防できるよう適切に支援します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを適切に支援します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、整容を適切に支援します。

＜サービス利用料金＞

別紙の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

（ア）基本料金 （料金表別紙参照）

（イ）加算料金 （料金表別紙参照）

- ☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
- ☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定書に記載してある負担限度額とします。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事

- ・ 当施設では、栄養士が立てる献立表によりご契約者の栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 利用者の自立支援のため、離床して食堂で食事をとっていただくことを基本としています。
- ・ 食事時間は次のとおりです。

朝食	7：30から
昼食	12：00から
夕食	17：30から
- ・ 食費は利用者の方の市町村民税の負担状況等によって負担額が異なります。なお、利用者お一人おひとりの健康、栄養状態に基づいた栄養管理費用については、介護保険の給付対象となります（料金表別紙参照）。

② 理髪・美容

- ・ 理容師・美容師の出張による理容・美容サービスをご利用いただけます。
利用料金：要した費用の実費

③ レクリエーション、クラブ活動

- ・ 利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動にご参加いただくことができます。
利用料金：材料代等の実費

④ 複写物の交付

- ・ 利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
1枚につき 10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・ 日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。
- ・ おむつ代は基本、介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありませんが、施設でお取り扱いのない商品をご使用の場合はご準備していただく可能性もございます。

⑥ 滞在費

- ・ 当施設は、すべての居室が「ユニット型」の個室となっており、滞在費（居室料及び水道光熱費）をご負担いただきます。ご利用料金は、利用者の方の市町村民税の負担状況等により負担額が異なります（料金表別紙参照）。

⑦ 送迎実費

- ・ 通常の事業実施地域を越えた区間につき、片道1kmあたり20円を徴収させていただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用については、1 か月ごとに計算し、ご請求させていただきますので、翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア 窓口での現金支払

イ 下記指定口座への振り込み

足利小山信用金庫 栃木卸センター支店 普通預金 0042099
社会福祉法人健美会 理事長 中川 博登

ウ 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：銀行・信用金庫・農協・ゆうちょ銀行

(4) 利用の中止、変更、追加

- ・ 利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護等サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として当日の利用料金の1割(自己負担分相当額)をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ・ サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- ・ 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5 身体拘束の禁止・虐待の防止について

(身体拘束の禁止に関する事項)

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態、日時、その際の利用者の心身の状況、または緊急やむを得なかった事由を記録し、保存します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告します。

6 情報の提供について

当事業者が、利用者の情報を他機関に提供する場合は以下のとおりです。

- (1) 利用者に医療上または介護上、緊急の必要性がある場合には、他医療機関等に利用者の心身に関する情報を提供することがあります。
- (2) 利用者が退所する場合、退所のための援助について他医療機関等に情報を提供する必要があると認められる場合には、あらかじめ文書で利用者の同意を得るものとします。

7 緊急時の対応

容態急変時・事故発生時等の対応については以下のとおりです。

- (1) 利用者の容態が急変した場合は、利用者の緊急時連絡先に指定されている方、担当の介護支援専門員等へ連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、利用者のご家族等や関係市町村へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 事故発生時における、職員の対応方針を定めた事故対応マニュアルを整備し、職員に徹底いたします。

8 非常災害対策について

施設の消防計画書に基づき訓練計画を立て、火災・地震等の非常災害に備えるため定期的に避難・誘導・救出その他の訓練を行います。

9 苦情の受付について

- (1) 第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施状況…実施状況なし

- (2) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

また、苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

- | | | |
|--------------|----------|-------------------|
| ○苦情解決責任者 | 施設長（管理者） | 中川 久美子 |
| ○苦情受付窓口（担当者） | 生活相談員 | 渡辺 翼 |
| | 連絡先 | 0282-82-9222（当施設） |
| ○受付時間 | 毎日 | 8:30～17:30 |
| ○第三者委員 | 民生委員 | 神崎 |
| | 連絡先 | |

- (3) 行政機関その他苦情受付機関

壬生町健康福祉課	所在地	壬生町壬生甲 3841-1
	電話番号	0282-81-1885
	受付時間	8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地	宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル内
	電話番号	028-643-2220（直通）
	受付時間	8:30～17:00
栃木県運営適正化委員会	所在地	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
	電話番号	028-622-2941
	受付時間	9:00～16:00

10 同意書について

秘密保持（個人情報の取扱い）についての同意書

私およびその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が介護老人福祉施設事業のサービスを円滑に実施するため、ケアプラン会議等において、情報の共有が必要な場合に使用する。

2. 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3. 個人情報内容（例示）

① 氏名・住所・健康状態・病歴・家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

② その他の情報

※ 「個人情報」とは、利用者個人および家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

4. 使用する期間

締結した重要事項・契約書に、記載された契約期間に準ずる。

私は上記項目について、特別養護老人ホームあいケアステーション六美短期入所事業者の

担当者より、説明を受け十分に理解しました。

ショートステイ利用時リスク説明・同意書

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

当施設では、利用者が快適にご利用いただけますよう安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や持病に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴う事を十分にご理解ください。

【高齢者の特徴に関して】

※ご理解いただけましたら□にチェックをお願い致します。

- ☐ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷^{ずがいたいそんしょう}の恐れがあります。
- ☐ 特別養護老人ホームあいケアステーション六美は、日常生活を営む施設であり原則拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性あります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、オムツ交換や移乗介助等の通常の対応でも安易に骨折する恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離^{ひょうひはくり}がしやすい状態にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血^{ひ かしゅけつ}がしやすい状態にあります。
- ☐ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下し、誤嚥^{ごえん}・誤飲^{ごいん}・窒息^{ちっしゅく}の可能性が高く、また誤嚥性肺炎^{ごえんせいはいえん}を起こすことがあります。
- ☐ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患で急変される場合もあります。
- ☐ 集団生活の為、コロナウイルス感染症や他の感染症に感染する可能性があります。

説明でわからないことがございましたら、遠慮なくお尋ね下さい。

私は上記項目について、特別養護老人ホームあいケアステーション六美短期入所事業者の担当者^{しや}より、貴施設利用時のリスクについて説明を受け、十分に理解しました。

広報活動に係わる個人情報の使用同意書

以下に定める条件のとおり、社会福祉法人 健美会が発行、管理するインターネット ホームページ ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下 SNS とする)や広報紙等につきまして、私の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

当法人のインターネットホームページや SNS、広報誌等の掲載に必要な期間に準じます。

2. 利用目的

インターネットに掲載する当法人の発行 管理する広報誌やホームページをはじめとする SNS 等に施設での生活及び活動風景を写真にて掲載すること。

3. 使用条件

個人情報の提供は必要最低限とし、インターネットをはじめとする広報に関わる目的以外には、決して利用しない。

また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。

どちらかに○を付けてください。

同意します

同意しません

指定短期入所生活介護等サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム あいケアステーション六美

説明者職名 職種 生活相談員 氏名 渡辺 翼

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項・同意書の説明を受け、指定短期入所生活介護等サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所

フリガナ
氏 名

ご家族住所

フリガナ
氏 名

※ この重要事項説明書は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 14 号）第 152 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

【重要事項説明書付属文書】

1 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 2階
- (2) 建物の延床面積 2,558.05 m²

2 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員……ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員……ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員……主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

3名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員……ご契約者の機能訓練を担当します。

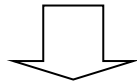
1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師……ご契約者に対して必要時に健康管理及び療養上の指導を行います。

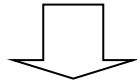
3 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」または「介護予防短期入所生活介護計画」（以下「短期入所生活介護計画等」という。）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）

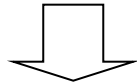
- ① 当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に短期入所生活介護計画等の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



- ② その担当者は短期入所生活介護計画等の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



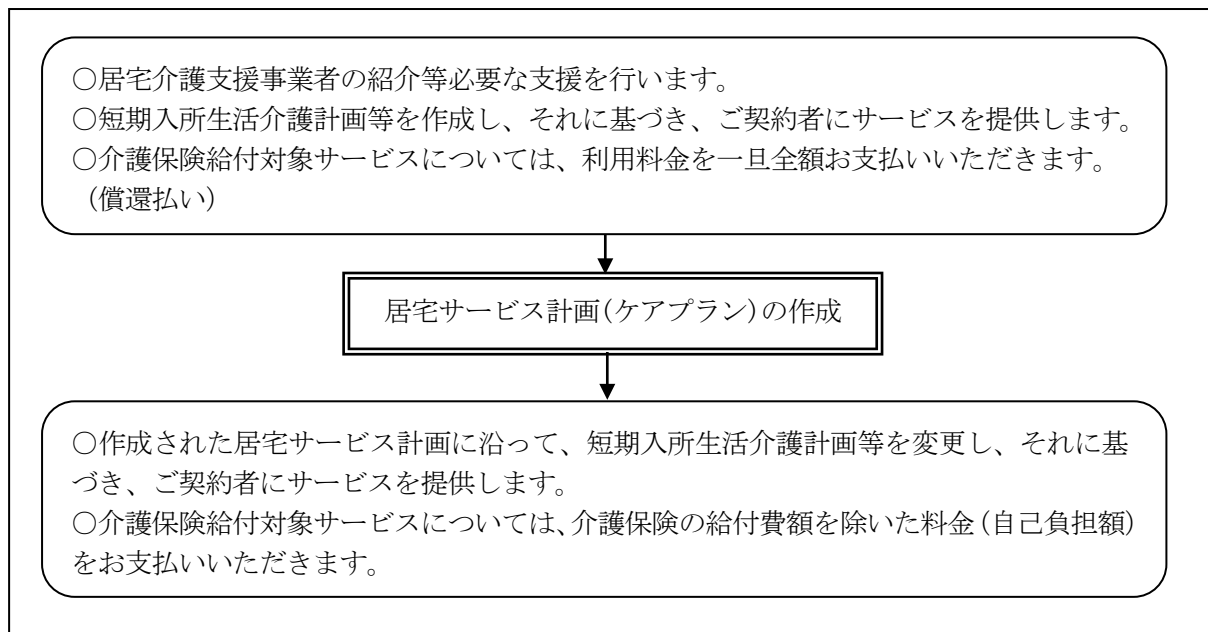
- ③ 短期入所生活介護計画等は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画等を変更します。



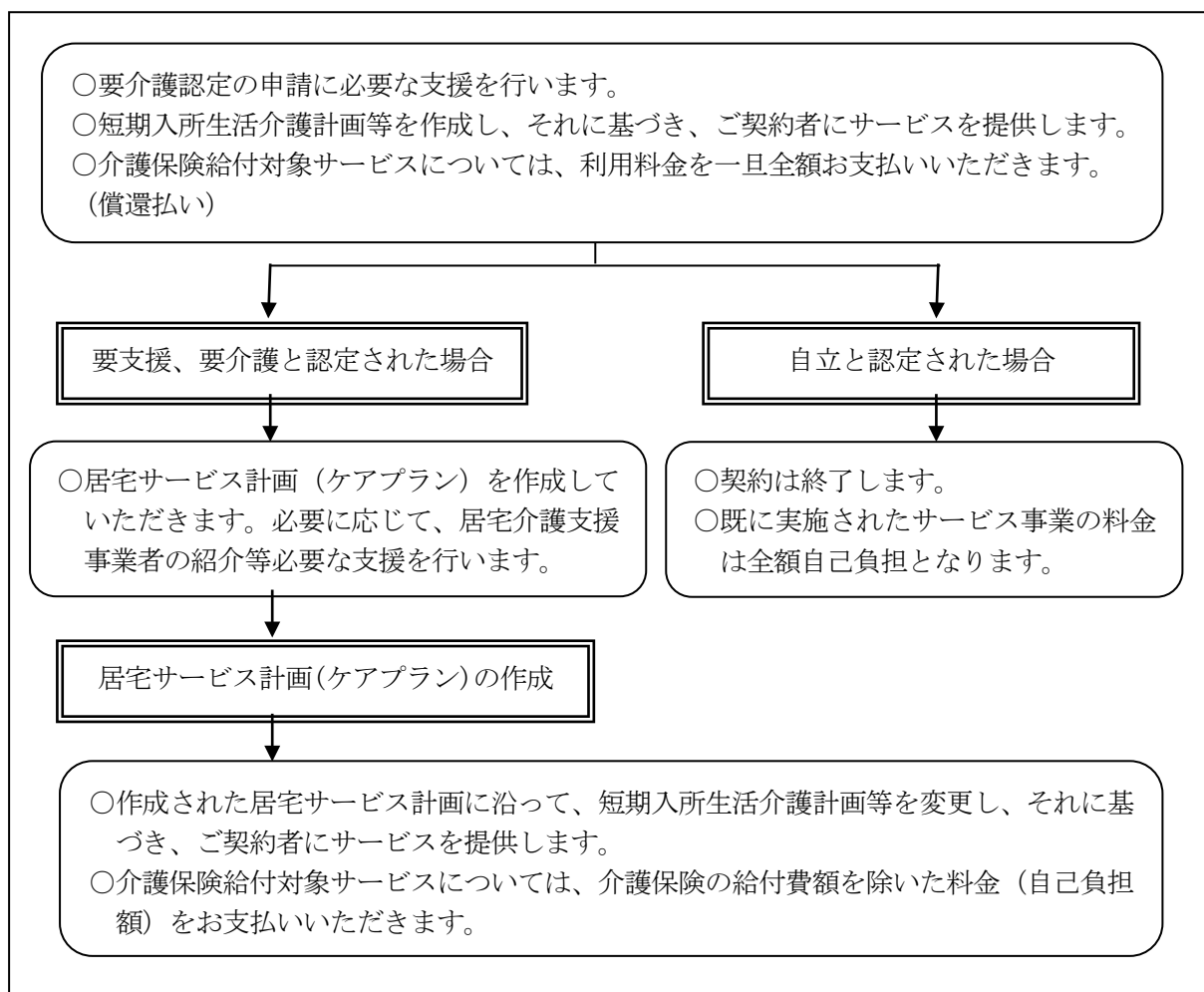
- ④ 短期入所生活介護計画等が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4 サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を請じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5 サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内での喫煙はできません。

(3) サービス利用中の医療の提供について

当事業所の協力医療機関においては下記となります。

☆下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

○協力医療機関

医療機関名	所在	電話番号	診療項目
石橋総合病院	栃木県下野市 下古山 1 丁目 15-4	0285-53-1134	内科、神経内科、小児科、外科、 整形外科、脳神経外科、皮膚科、 泌尿器科、耳鼻咽喉科、婦人科、 眼科、麻酔科、放射線科、リハ ビリテーション科
とちぎ メディカルセンター しもつが	栃木県栃木市 大平町川連 420-1	0282-22-2551	内科、精神科、神経内科、外科、 呼吸器科、消化器科、循環器科、 小児科、整形外科、形成外科、 脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、 婦人科、麻酔科、耳鼻咽喉科、 放射線科、眼科消化器外科、腎 臓内科、内分泌科、リハビリテ ーション科、
君島歯科医院	栃木県下都賀郡 壬生町至宝 3-10-4	0282-82-7474	

6 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護等サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。